

# はじめに

「さっぽろ受動喫煙対策ハンドブック 施設管理者編」では、「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正健康増進法」という。）及び北海道受動喫煙防止条例に基づき、札幌市内に所在する施設の管理権原者等が対応すべき事項について、まとめました。

施設を管理される立場の皆様にお読みいただき、必要な対策を正しく実施していただくようお願いいたします。

## 第1章

# 受動喫煙防止の必要性和求められる対策

受動喫煙は脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)との因果関係が明らかであることが報告されています。

施設管理者が施設内の喫煙できる場所の所在を明確にすることによって、可能な限り利用者等が自らの判断で受動喫煙を避けることができるよう、環境の整備を進めることが求められています。また、20歳未満の人の喫煙できる場所への立入禁止など法令で定める事柄を順守することによって、受動喫煙による健康への影響を受けやすい人を守ることが求められています。

### 1 改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例

#### (1) 改正健康増進法

改正健康増進法が2018年(平成30年)7月に公布され、2020年(令和2年)4月から全面施行されることにより、多数の人が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が構すべき措置等について定められました。

また、喫煙する際や喫煙できる場所を設けようとする際には、周囲に受動喫煙を生じさせることがないように配慮する義務があります。

#### (2) 北海道受動喫煙防止条例

北海道受動喫煙防止条例(以下「道条例」という。)は、2020年(令和2年)3月に公布され、2020年(令和2年)4月以降、段階的に施行されます。

### 2 規制の対象となるたばこ

- 葉たばこを原料の全部又は一部とし喫煙用に供し得る状態で製造された製造たばこなど。

例) 紙巻たばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこなど

### 3 管理権原者等の主な責務

改正健康増進法及び道条例において、「管理権原者」とは、施設の受動喫煙防止の取組についての方針の判断や決定を行う立場にある人であり、法令で定める義務の履行に必要な施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する人を指します。「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上、現場の管理を行っている人を指します。

管理権原者・管理者には、受動喫煙を防止するための責務があります。主な責務は以下のとおりです。

#### ●喫煙器具・設備等の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙するための器具や設備等を設置してはなりません。

#### ●喫煙室等の技術的基準の適合

喫煙室等を設置する場合は、たばこの煙の流出防止の技術的基準に適合するよう維持しなければなりません。

#### ●標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、施設の主な出入口の見やすい場所にその旨を示す標識と、施設内の喫煙できる場所の出入口に喫煙できる場所であることや20歳未満の人は立入禁止である旨を示す標識を掲示しなければなりません。

なお道条例に基づき、飲食店及び喫茶店は、店内禁煙である場合もその旨の標識の掲示が必要となる予定です。

#### ●20歳未満の人を喫煙することができる場所へ立ち入らせないこと

喫煙することができる場所には、20歳未満の人(従業員等を含む)を立ち入らせてはいけません。

#### ●喫煙者への喫煙の中止等の依頼(努力義務)

喫煙してはいけない場所で喫煙している(または喫煙しようとしている)者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

職業安定法により、従業員の募集を行う者に対し、就業の場所における受動喫煙防止のための措置について、募集や求人申込の際に明示することが義務付けられています。

## 違反した場合

札幌市保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合があります。立入検査への対応も、施設管理権原者等の義務です。

立入検査では、以下の内容を想定しています。

- 受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること。
- 職員が特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況を確認することや施設区分の判断基準となる書類等の提出を求めること。
- 関係者に質問すること。

## 管理権原者等の義務違反があった場合の保健所の対応について

※P45に違反行為と処分内容等の一覧表を掲載しています。

義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※)
喫煙器具・設備等の撤去等	○	○	○(50万円以下)
喫煙室等の技術的基準の適合	○	○	○(50万円以下)
標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
標識の除去	○	—	○(30万円以下)
立入検査等への対応	—	—	○(20万円以下)
20歳未満の人の喫煙室等への立入禁止	○	—	—
【喫煙目的室設置施設限定】 施設要件の適合	○	○	○(50万円以下)
【喫煙目的室設置施設・ 喫煙可能室設置施設限定】 書類の保存	○	—	○(20万円以下)
【喫煙専用室以外の喫煙することが できる室を設置している施設限定】 広告・宣言の際に明記	○	—	—

※過料は、悪質な違反者について、保健所が地方裁判所に通知し、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

## 4 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策

施設区分	対象となる施設の概要	求められる対策の概要
第一種施設	学校、病院、薬局、 児童福祉施設、 行政機関の庁舎など	原則敷地内禁煙（敷地内の屋内及び屋外での禁煙を原則とする） 例外として、敷地内の屋外に設置された特定屋外喫煙場所でのみ喫煙することができる。
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	原則屋内禁煙（施設の屋内での禁煙を原則とする） 例外として、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準※を満たし、施設管理者等が喫煙できる場所として定めた場所でのみ喫煙することができる。
		（改正健康増進法全面施行以前から営業している小規模飲食店には経過措置あり）
喫煙目的施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たした、喫煙をサービスの目的とする飲食店</li> <li>● 店内で喫煙可能なたばこ販売店</li> <li>● 公衆喫煙所</li> </ul>	喫煙目的施設等からの、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準※に適合させること。

バス、タクシー、航空機、鉄道、船舶については、43ページをご覧ください。

※改正健康増進法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準については32～34ページをご覧ください。

### 改正健康増進法の規制対象とならない場所等

- 第一種施設の敷地内を除く屋外※
- 住居、入居施設の個室、寮の個室などプライベートな居住場所（施設の多床室や寮の相部屋、共用部分などは、施設の区分に応じた改正健康増進法の適用を受けます）
- ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室

※施設の屋内とは、外気の流入が妨げられる場所として、①屋根がある建物であり、②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所です。これに該当しない場所は屋外となります。

規制の対象とならない場所であっても、改正健康増進法では周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。

また、「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」では、禁止行為が定められている区域があります。（44ページ参照）条例違反とならないよう留意してください。